

第2回看護師特定行為・研修部会	資料2
平成26年10月2日	

特定行為区分(案)について

1 特定行為区分の考え方

- 特定行為研修については、特定行為区分ごとに実施することとされている。

これは、

- ・ すべての特定行為について研修を受けることとすると、事実上、働きながら研修を受ける看護師等の負担が大きくなるおそれがあること
- ・ 単独の特定行為についてのみ研修を受けることとすると、①類似の特定行為に関する知識・技能を学ぶことができず、研修による能力向上の観点から、研修の有効性が小さくなってしまうこと、②また、研修が非効率になるおそれがあること

からである。

2 特定行為区分に関する看護師特定行為・研修部会委員からのご意見

- 各委員からは、第1回看護師特定行為・研修部会で示した、第20回チーム医療推進会議において提示された特定行為区分(案)について、

- ・ 行為を行う医療現場のニーズ等の観点も踏まえ、特定行為区分を設定する必要があるのではないか。例えば、気管カニューレの交換やドレーン管理に係る行為、急性血液浄化に係る行為等について、区分の見直しを行う必要があるのではないか、
- ・ 研修の受講、実施のしやすさの観点から、もう少し区分を分けた方がよいのではないか

といったご意見があった。

3 特定行為区分(案)について

- 上記を踏まえると、

<A 案>

一部の特定行為^{*}を分割する案

<B 案>

一部の特定行為の区分^{**}を見直しするとともに、一部の特定行為の区分^{***}を分割する案

が考えられるが、どうか。

※ 呼吸器関連(人工呼吸療法に係る行為)、循環器関連、ドレーン管理関連

※※ 急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理、心嚢ドレーン抜去、創部ドレーン抜去、硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整

※※※ 呼吸器関連(人工呼吸療法に係る行為)、循環器関連、ドレーン管理関連

特定行為区分(案A)

- 研修機関は、下記の特定行為区分を研修の最小単位として指定する。
○ 研修機関によっては、特定行為の区分を2つ以上組み合わせて研修を行うこともありうる。

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
呼吸器関連(気道確保に係る行為)	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節※ 経口・経鼻気管挿管の実施※ 経口・経鼻気管挿管チューブの抜管※
呼吸器関連(人工呼吸療法に係る行為)	人工呼吸器モードの設定条件の変更※ 人工呼吸管理下の鎮静管理 人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施 NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モード設定条件の変更
呼吸器関連(長期呼吸療法に係る行為)	気管カニューレの交換
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺による採血 橈骨動脈ラインの確保※
循環器関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理 「一時的ペースメーカーリード」の抜去 PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の操作・管理 大動脈内バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整
透析管理関連	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)※
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーン抜去※ 胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーン抜去※
術後疼痛管理関連	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
創部ドレーン管理関連	創部ドレーン抜去
創傷管理関連	褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン※ 創傷の陰圧閉鎖療法の実施 褥瘡・慢性創傷における腐骨除去※
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	病態に応じたインスリン投与量の調整※
栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正※ 持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整
栄養に係るカテーテル管理関連(中心静脈カテーテル関連)	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理関連(PICC関連)	PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入
精神・神経症状に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与 臨時薬剤(抗精神病薬)の投与 臨時薬剤(抗不安薬)の投与
感染に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(感染徴候時の薬剤)の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施
ろう孔管理関連	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換

※第35回社会保障審議会医療部会・第186回通常国会において意見のあった行為及び医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会委員から意見のあった行為

特定行為区分(案B)

- 研修機関は、下記の特定行為区分を研修の最小単位として指定する。
○ 研修機関によっては、特定行為の区分を2つ以上組み合わせることもありうる。

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
呼吸器関連(気道確保に係る行為)	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節※ 経口・経鼻気管挿管の実施※ 経口・経鼻気管挿管チューブの抜管※
呼吸器関連(長期療養を含む人工呼吸療法に係る行為)	人工呼吸器モードの設定条件の変更※ NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モード設定条件の変更 気管カニューレの交換
呼吸器関連(急性期の人工呼吸療法に係る行為)	人工呼吸管理下の鎮静管理 人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺による採血 橈骨動脈ラインの確保※
循環器関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理 「一時的ペースメーカーリード」の抜去 PCPS(経皮的心肺補助装置)等補助循環の操作・管理 大動脈内バルーンポンピング離脱のための補助頻度の調整 心嚢ドレーン抜去※
透析管理関連	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜針含む)※
胸腔ドレーン管理関連	胸腔ドレーン抜去※ 胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
ろう孔管理関連	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換 膀胱ろうカテーテルの交換

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
創傷管理関連	褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン※ 創傷の陰圧閉鎖療法の実施 褥瘡・慢性創傷における腐骨除去※ 創部ドレーン抜去
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤(降圧剤)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(カテコラミン)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(利尿剤)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(K、Cl、Na)の病態に応じた調整 持続点滴投与中薬剤(糖質輸液、電解質輸液)の病態に応じた調整
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	病態に応じたインスリン投与量の調整※
栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正※ 持続点滴投与中薬剤(高カロリー輸液)の病態に応じた調整
栄養に係るカテーテル管理関連	中心静脈カテーテルの抜去 PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入
鎮静・疼痛管理関連	臨時薬剤(抗けいれん剤)の投与 臨時薬剤(抗精神病薬)の投与 臨時薬剤(抗不安薬)の投与 硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整
感染に係る薬剤投与関連	臨時薬剤(感染徴候時の薬剤)の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施

(参考) 第1回看護師・特定行為研修部会資料

特定行為区分(案)について

○ 第20回チーム医療推進会議(平成25年10月29日)で提示された特定行為区分の案は以下の通り。

※ 研修機関は、下記の特定行為区分を研修の最小単位として指定する。

※ 研修機関によっては、特定行為の区分を2つ以上組み合わせて研修を行うこともありうる。

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
呼吸器関連 (気道確保に係る行為)	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節
	経口・経鼻気管挿管の実施
	経口・経鼻気管挿管チューブの抜管
呼吸器関連 (人工呼吸療法に係る行為)	人工呼吸器モードの設定条件の変更
	人工呼吸管理下の鎮静管理
	人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施
	NPPV (非侵襲的陽圧換気療法) モード設定条件の変更
	気管カニューレの交換
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺による採血
	橈骨動脈ラインの確保
循環器関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理
	「一時的ペースメーカーリード」の抜去
	PCPS (経皮的心肺補助装置) 等補助循環の操作・管理
	大動脈内バルーンポンピング離脱のための補助頻度の調整
	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去 (腹腔穿刺後の抜針含む)
	胸腔ドレーン抜去
	胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
	心嚢ドレーン抜去
	創部ドレーン抜去
	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整

特定行為区分 (研修の最小単位)	特定行為区分に含まれる行為
創傷管理関連	褥瘡の血流のない壊死組織のシャープデブリードマン
	創傷の陰圧閉鎖療法の実施
	褥瘡・慢性創傷における腐骨除去
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤 (降圧剤) の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤 (カテコラミン) の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤 (利尿剤) の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤 (K、Cl、Na) の病態に応じた調整
	持続点滴投与中薬剤 (糖質輸液、電解質輸液) の病態に応じた調整
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	病態に応じたインスリン投与量の調整
栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正
	持続点滴投与中薬剤 (高カロリー輸液) の病態に応じた調整
栄養に係るカテーテル管理関連	中心静脈カテーテルの抜去 PICC (末梢静脈挿入式静脈カテーテル) 挿入
精神・神経症状に係る薬剤投与関連	臨時薬剤 (抗けいれん剤) の投与
	臨時薬剤 (抗精神病薬) の投与
	臨時薬剤 (抗不安薬) の投与
感染に係る薬剤投与関連	臨時薬剤 (感染徴候時の薬剤) の投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤等の皮膚漏出時のステロイド薬の調整・局所注射の実施
ろう孔管理関連	胃ろう・腸ろうチューブ、胃ろうボタンの交換
	膀胱ろうカテーテルの交換

特定行為区分（案）についての具体的なご意見

1)「呼吸器関連(気道確保に係る行為)」

- 「気管カニューレの交換」を、区分「呼吸器関連(気道確保に係る行為)」に加えてはどうか。

2)「呼吸器関連(人工呼吸療法に係る行為)」

- 「気管カニューレの交換」は、「呼吸器関連(長期呼吸療法に係る行為)」として、単独の区分としてはどうか。
- 「気管カニューレの交換」、「人工呼吸器モードの設定条件の変更」、「NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)モード設定条件の変更」は、「長期療養を含む人工呼吸療法」として、一つの区分としてはどうか。また、「人工呼吸器下の鎮静管理」及び「人工呼吸器装着中の患者のウイーニングの実施」を「急性期の人工呼吸療法」として一つの区分としてはどうか。

3)「循環器関連」

- 「急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理」は、単独の区分としてはどうか。

4)「ドレーン管理関係」

- 「腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜糸含む)」を「廃液管理関連(腹腔ドレーンに係る行為)」として単独の区分としてはどうか。
- 「腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜糸含む)」、「胸腔ドレーン抜去」、「胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更」及び「創部ドレーン抜去」は、「胸腹部ドレーン管理」として一つの区分としてはどうか。
- 「腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜糸含む)」、「胸腔ドレーン抜去」及び「心嚢ドレーン抜去」で一つの区分とし、「胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更」、「創部ドレーン」及び「硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整」で一つの区分としてはどうか。
- 「腹腔ドレーン抜去(腹腔穿刺後の抜糸含む)」及び「創部ドレーン抜去」を「創傷管理関連」に加えてはどうか。
- 「胸腔ドレーン抜去」及び「胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更」を「廃液管理関連(胸腔ドレーンに係る行為)」として一つの区分としてはどうか。
- 「胸腔ドレーン抜去」、「胸腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更」及び「心嚢ドレーン」を一つの区分としてはどうか。
- 「心嚢ドレーン抜去」は単独の区分としてはどうか。
- 「心嚢ドレーン抜去」を区分「循環器関連」に加えてはどうか。
- 「創部ドレーン抜去」を「廃液管理関連(創部ドレーンに係る行為)」とし、単独の区分としてはどうか。
- 「創部ドレーン抜去」を区分「創傷管理関連」に加えてはどうか。
- 「硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整」は、「術後疼痛管理」として単独の区

分としてはどうか。

- 「硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整」は、「精神・神経症状に係る薬剤投与関連」に掲げられた行為とまとめて、新たな区分「鎮痛・疼痛管理」としてまとめてはどうか。
- 「硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整」は、「精神・神経症状に係る薬剤投与関連」、「感染に係る薬剤投与関連」及び「皮膚損傷等に係る薬剤投与関連」に掲げられた行為とまとめて、新たな区分「臨時の薬剤投与」としてまとめてはどうか。

5)「循環器動態に係る薬剤投与関連」、「栄養に係るカテーテル管理関連」及び「栄養・水分管理に係る薬剤投与関連」

- 「循環器動態に係る薬剤投与関連」、「栄養に係るカテーテル管理関連」及び「栄養・水分管理に係る薬剤投与関連」にまとめられている行為を、「経静脈薬剤管理」としてまとめてはどうか。

6)「栄養に係るカテーテル管理関連」

- 「中心静脈カテーテルの抜去」は、中心静脈カテーテルの抜去の評価方法を理解した上で、中心静脈カテーテルの抜去に関連する縫合と抜糸の技術をトレーニングする必要がある。「PICC(抹消静脈挿入式静脈カテーテル)挿入」については、PICC挿入の評価方法を理解した上で、PICC挿入に必要な超音波検査やX線検査の実施方法と検査所見の読み方、局所麻酔の方法、切開および縫合の方法をトレーニングする必要がある。他の行為と比べて各行為の難易度が高く、必ずしもこの2つの特定行為をセットで身につける必要もないことから、それぞれ単独にした方がよい。

7) 41行為を全て単独としてはどうか

- 今回の区分(案)は、研修の最小単位を区分しております。病期別、病態別、あるいは医療現場別(救急、集中治療室、一般病棟、在宅など)の考え方がありますが、いずれの場合にも問題が想定されます。

なぜならば、現場では、在院日数の短縮化によりこれまで集中治療室で行われた処置が一般、地域包括ケア病棟等、さらには在宅へ移行され、また増加する在宅医療の急変時に一般急性期病棟で在宅医療に必要な処置が求められる可能性があるからです。すなわち、医療の現場が、複合化している現状があります。

どのように分類しても問題が発生します。したがって、各実習を担当する研修機関が41医療行為より、自らの提供可能な行為を自由に選択し、独自のカリキュラムを設定し、そのカリキュラムの是非を本部会で承認するということによろしいかと思えます。

時間軸の中で、新たなカリキュラムを再受講する際に、例え、以前と重複項目があったとしても、それはそれで場が異なるということで再受講、再認証すればよいことになります。

看護籍には、認証した特定行為を番号等で記すしかないと思われれます。